

## 重要なお知らせ ～平成22年4月1日より『保険法』が施行されました～

保険法は、商法に定められた保険契約に関する基本的なルールを約100年ぶりに見直し、商法から独立した新しい法律として制定され、平成22（2010）年4月1日より施行されました。

### 保険法の概要

「保険法」とは、保険契約に関する基本的なルールを定めた法律です。保険法は原則として施行日（平成22年4月1日）以降にご加入いただいた契約に適用されますが、これより前にご加入いただいたご契約にも、保険金等の支払期限など一部の項目が適用されます。

 [保険法の概要はこちらから](#)

### 保険法施行に伴う当社の対応について

平成22年4月1日以降にご加入いただいたご契約については保険法の内容に沿った新しいご契約のしおり・約款（以下、新約款）、保険証券に変更しております。商法のもとでの約款に基づく取扱いについても保険法の趣旨を既に取り入れているものが多くありますが、保険法に対応した新たな取扱いを開始したものがありません。

（取扱いが異なる一部の企業保険につきましては、ご契約者あてに別途ご連絡しております。以下も同様です。）

 [詳細はこちらから](#)

### 保険法施行日（平成22年4月1日）より前にご加入いただいたご契約について

以下の3つの項目については平成22年4月1日より前にご加入いただいたご契約にも適用されるため、一部取扱いが変更となります。このため「保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（以下、特則）」を平成22年4月1日より前にご加入いただいたご契約に適用します。

**なお、本対応による保険料や保険金額への影響はありません。（お客さまのお手続きも不要です。）**

1. 保険金等の支払期限
2. 重大事由による解除
3. 保険金受取人による保険契約の継続

 [適用される項目の説明はこちらから](#)

 [特則の条文はこちらから](#)

### その他

当社では保険法施行にあわせて「責任開始期（※）より前のご病気を原因とする入院等の取扱い」について、以下のとおり対応しております。（※）「ご契約の保障が開始される時期」をいいます。

 [詳細はこちらから](#)

ご病気について、「ご加入時に適切に告知いただき、当社がその内容を踏まえてご契約を承諾した場合」や「告知の時点で医療機関への受診等がなく、発病した認識や自覚がなかった場合」などには、「責任開始期より前に発病したご病気」による入院・手術などについても保険金・給付金などをお支払いする旨を約款上明確化しました。